

姫路商工会議所

姫路市中心市街地商店街空き店舗対策事業

住居一体型店舗対策 補助要綱

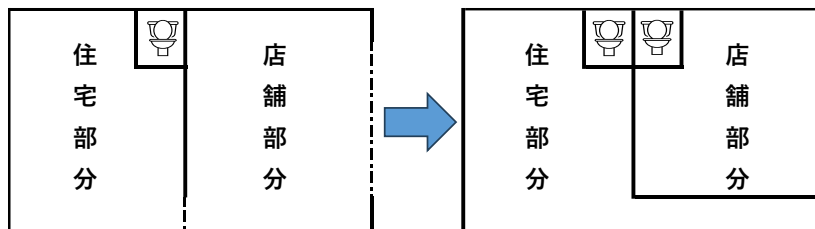
1. 目的

商店街の空き店舗兼住宅の所有者が、出店希望者への賃貸を目的として行う店舗部分と住居部分等の機能分離に必要な改修に対し、その費用の一部を補助することで、商店街における空き店舗兼住宅を有効活用し、姫路市中心市街地の活性化を図ることを目的とする。

事業イメージ

ケース：1階店舗部分の裏が住居で、店舗部分と住居部分の入口が共用となっており、店舗から住民が出入りする必要がある。また、トイレが1階住居部分にしかない。

- 【補助対象】① 店舗を通らずに住居へ出入りできるよう、店舗の一部を住居部分の通路として改装
② 店舗側に新たにトイレを設置



2. 対象商店街

姫路市中心市街地中核区域内の商店街を対象とする。

本町商店街、西二階町商店街（振）、二階町商店街（振）、姫路御幸通商店街（振）、小溝筋商店街（振）、姫路銀座商店街、姫路駅前商店街（振）、姫路駅前小溝筋商店街（振）、姫路駅前協和通り商店会、姫路駅前一番街商店街、姫路駅前通商店会、南町中央通商店街、栄通り商栄会、城巽通商店街、市民会館前通り振興会の15商店街である。

3. 対象住宅

上記2. に定める対象商店街に所属する**空き店舗兼住宅（※）**であり、かつ、店舗部分について、**交付申請日から遡って3ヶ月以上、店舗として使用していないこと。**

ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の確認を受けていない建物は除く。

※**空き店舗兼住宅**とは、商店街に立地する店舗と住宅が一体となった建物で、**3ヶ月以上、店舗として使用していないこと。**

また、店舗部分が1階又は2階に位置するもの。

4. その他補助要件

下記（1）～（7）の条件を全て満たすものとする。

- （1）空き店舗兼住宅の所有者であること。
- （2）建物の登記を行っていること。

また、共有者等の関係権利者がいる場合は、関係権利者全員の同意を得ること。

- (3) 3親等以内の親族に貸すための工事でないこと。
なお、当該物件の所有者が法人の場合、下記に貸すための工事でないこと。
 - ・親会社、子会社
 - ・法人役員もしくは役員の3親等以内の親族
- (4) 交付決定後に行う工事であること。
- (5) **交付決定年度の2月末日**までに工事の完了および実績報告書を提出すること。
- (6) 工事完了後は、**姫路市中心市街地商店街空き店舗対策事業出店補助の対象空き店舗として、登録・募集**すること。
- (7) 対象となる空き店舗兼住宅が所在する商店街の承認を得ること。

5. 補助対象事業

- (1) 対象経費 **店舗兼住宅の共用部分の分離に必要な改修工事費および分離に伴って行う必要最小限の店舗部分の内壁、床、天井等の改修工事費**
(店舗の附属設備とならない備品や消耗品等の購入経費は除く)
※補助対象経費に消費税及び地方消費税は含まない。
- (2) 補助率・補助限度額
上記(1)の50%以内、または、50万円のいずれか低い金額
※補助額は1,000円未満切り捨てとする。
※予算額に達した場合は終了となる。
※当該対象経費に対し、本補助金以外の国又は県等の補助金収入がある場合は、当該補助対象経費の額から当該収入の額を控除するものとする。
- (3) 支給時期 原則、実績報告書の審査の結果、承認された翌月に支給する。
ただし、補助金交付完了後、5年が経過するまでに各種要件を満たさなくなった場合は認定を取り消され、補助金の返還を請求することがある。
- (4) 支給条件 当要綱に定められた条件すべてを満たし、かつ、市税等納付すべきものを完納していること。

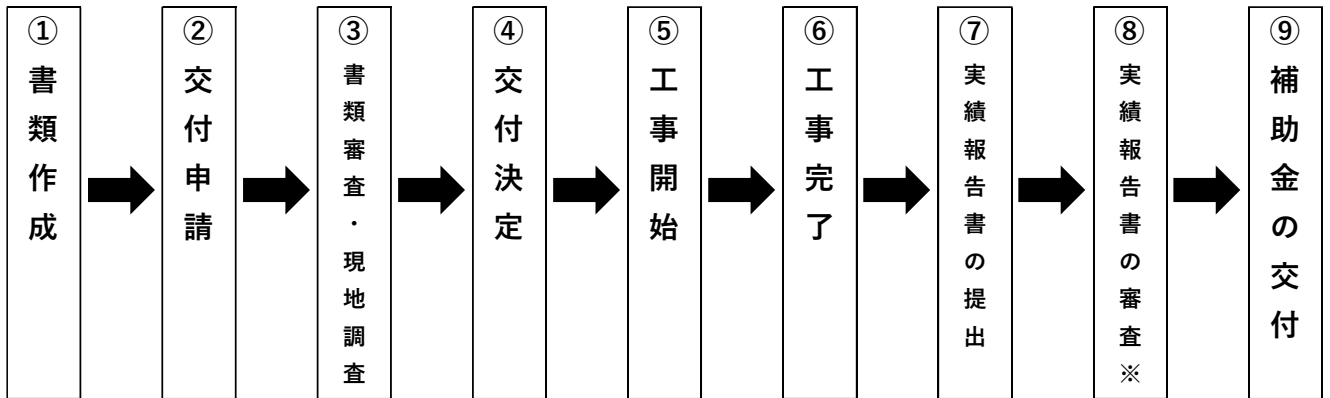
6. 提出書類（申請時）※各様式は姫路商工会議所HPよりダウンロードしてご利用（作成）ください。

- (1) **【様式3号】申請書**
- (2) 本人の顔写真入り身分証明書の写し
(法人の場合は、履歴事項全部証明書、並びに、代表者の方の身分証明書の写し（例：運転免許証）)
- (3) 建物の位置図（任意書式）
- (4) 改修工事の内容がわかる図面（任意書式）
- (5) 改修前の店舗内および店舗の外観の写真
- (6) 見積書（工事内容の内訳が詳細に確認できるもの）
- (7) 不動産登記事項証明書（建物の所有者であることを確認）

7. 提出書類（実績報告時）

- (1) **【様式4号】実績報告書**
- (2) 改修工事に係る、請求書、領収書等の写し
- (3) 改修工事完了後の店舗内および店舗の外観写真

8. 申請から交付までの流れ



※⑧：実績報告書の提出締め切りは、交付決定年度の2月末日まで。

9. その他留意事項

- (1) 申請は、必ず事前に電話で予約のうえ、下記の申込先までご持参ください。
(郵送やWEB等での受付は行っていません)
- (2) 申請後、工事内容の変更はできませんので、十分にご検討の上お申し込みください。
- (3) 補助金の交付は上記の⑧実績報告書の審査後になります。
1～2ヶ月程度の時間を要しますので、余裕をもって書類をご提出ください。
※当事業は予算枠等の制約がありますので、必ず事前にお問い合わせください。

10. 申込先

姫路商工会議所 中小企業相談所 産業政策担当（中心市街地商店街空き店舗対策事業）

【所在地】〒670-8505 姫路市下寺町4 3

【TEL】079-223-6555

【FAX】079-288-0047

【受付】9時～17時（月曜日～金曜日※祝日・年末年始等除く）

以上

※この要綱は2026年4月1日から施行する。